

国民健康保険の届出、忘れていませんか？

国民健康保険は、職場の健康保険と違って、世帯主が加入・脱退などの届け出をしなければなりません。加入の届け出が遅れてしまうと、被保険者になった時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、被保険者証がない間の医療費は、全額を自己負担することとなります。

【注意】

被保険者証が変わったときは、医療機関に被保険者証が変わったことを伝えてください！

※資格のない被保険者証を使って受診した場合、総医療費から自己負担分を除いた額を市へ返還していただきます。

医療保険

information

問合せ
医療保険係
☎32-2214

下記のようなときは、必ず届け出をしましょう。

国保に加入	国保を脱退	その他
<ul style="list-style-type: none"> ◆他の市町村から転入したとき ◆職場の健康保険などをやめたとき ◆生活保護が廃止になったとき ◆子どもが生まれたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◆他の市町村へ転出したとき ◆他の健康保険などに加入したとき ◆生活保護が開始になったとき ◆加入者(被保険者)が死亡したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◆住所・氏名・世帯主などが変わったとき ◆子どもが就学のため他の市町村に転出するとき



マイナンバーと本人確認が必要になります

- 個人番号カードをお持ちの場合は、マイナンバーの確認と本人確認が両方できます。
- 個人番号カードをお持ちでない場合は、以下のものが必要になります。

【マイナンバーの確認のために必要なもの】

マイナンバーの通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど。

【本人確認のために必要なもの】

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など写真つきのもの1点、公的医療保険の被保険者証(健康保険証)、介護保険被保険者証、年金手帳など官公庁が発行したもの2点(いずれも有効期限内のものに限る)

代理人が手続きされる場合、世帯主・対象者の上記のもの1点または2点と、代理人の方の身元確認できるものが必要となります。

「滞納者」にはしかるべき処分を。

自主的な連絡や相談がないと担当者は特別な事情の有無が一切把握できません。その場合は「滞納者」として調査し、処分(差押え)させていただきます。特別な事情がある方は、早急にご連絡をお願いします。

市税等 収納向上

information



今月の
納付

●介護保険料 第1期
納期限 5月1日(月)まで

問合せ
納税係 ☎32-2219

～ 20歳以上の学生で国民年金保険料を納めることが困難なときは…～
学生納付特例制度をご利用ください

20歳になると、国民年金の被保険者となりますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予されます。

保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

対象となる方は、大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(学校教育法で規定されている修業年限1年以上の課程)に在学する学生などで、ご本人の前年所得が一定額以下の方です。

《申込みに必要なもの》

在学証明書(原本)または、学生証のコピー(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)、印鑑をお持ちになって、戸籍年金係窓口へ申請してください。

承認された場合、期間は4月から翌年3月までの1年間となります。

また、承認期間から10年以内であれば、一定の金額を加算した国民年金保険料を追納できます。追納しない場合は、将来受給できる年金額が減額されます。

年 金
 information

問合せ
 戸籍年金係
 ☎ 32-1823
 砂川年金事務所
 ☎ 52-2144

平成29年度の
 国民年金保険料

定額保険料
 月額 16,490円
 (平成29年4月分～
 平成30年3月分)

◎学生納付特例制度のメリット

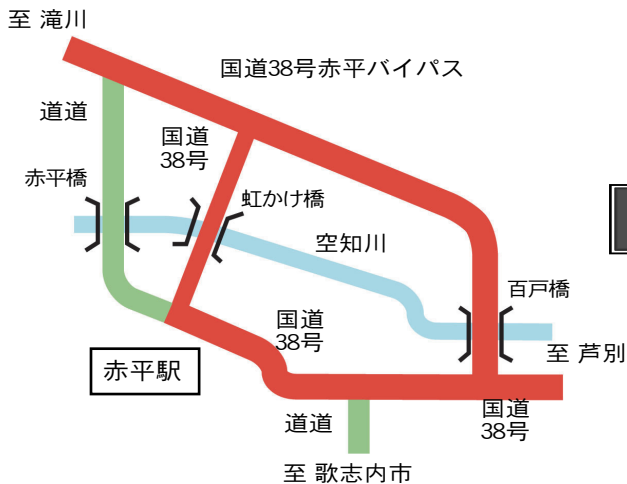
- ・年金を受けるために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・万一の事故などにより障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

4月1日以降、国道38号赤平バイパスから赤平駅前までの区間が赤平市に、赤平駅前から茂尻中央町までの区間が北海道に、それぞれ道路管理者が変わります。

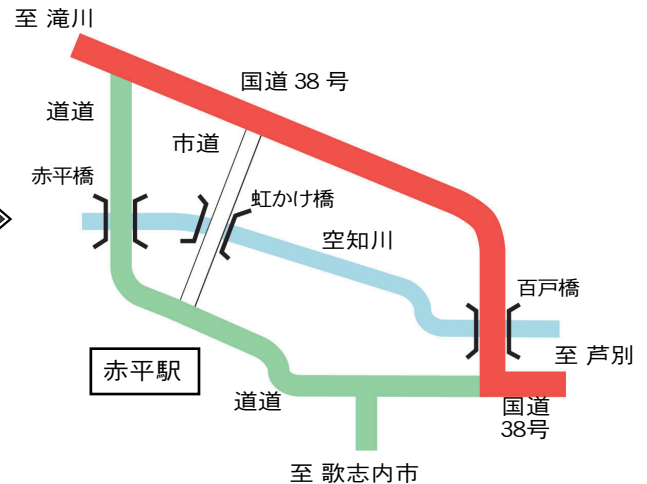
道路に関する手続き、問合せ先が変わりますのでご注意ください。

道 路 管 理 者
 変更のお知らせ

変更前(3月31日まで)



変更後(4月1日から)



国道のお問合せ先
 札幌開発建設部滝川道路事務所
 ☎ 22-4147

道道のお問合せ先
 札幌建設管理部滝川出張所
 ☎ 22-3434

市道のお問合せ先
 赤平市建設課管理計画係
 ☎ 32-1821